

山貨災防発第43号
令和4年11月17日

会 員 各 位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
山形県支部 支部長 熊澤貞二
(公印省略)

「冬の労災をなくそう運動」の実施について

当支部の業務運営につきましては、日頃より格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、山形県内においては、例年、冬期の低温、降雪等による転倒や、墜落災害といった冬期間特有の災害が産業活動の場においても多発しており、気象状況が山形県内の労働災害の発生件数を大きく左右する状況にあります。

このような状況を踏まえ、今般、冬期型災害の防止を目的として、別添の令和4年度「冬の労災をなくそう運動」実施要領を策定し、具体的な対策の実施を事業者等へ呼びかけをすることとしています。

陸災防としては、「山形ゼロ災3か月運動」、「陸上貨物運送事業年末・年始労働災害防止強調運動」とも相まって、「冬の労災をなくそう運動」を展開し、冬型災害を大幅に減少させるための取組みを行うことといたしました。

つきましては、別添の「山形労働局実施要領」の趣旨に沿った効果的な活動の展開が図られますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

なお、今年度の労働局策定の点検表は、使用しづらい関係で、昨年仕様の点検表でチェックをお願いします。

記

- | | |
|----------|-----------------------------|
| 1. 実施期間 | 令和4年12月1日から令和5年2月28日まで |
| 2. スローガン | 「寒さが増せば リスクも増える 油断禁物 冬期災害！」 |
| 3. 主 唱 | 山形労働局・各労働基準監督署 |

以 上

令和4年度 「冬の労災をなくそう運動」実施要領

山形労働局

1 趣 旨

積雪・寒冷地に位置する山形県は、12月から3月頃までの冬期間、低温や降雪、強い季節風などにより、日常生活において様々な影響を受けている。

労働災害においても、例年、この期間は凍結や積雪による墜落、転倒や交通事故など冬期特有の災害が発生している。昨年度における冬期型労働災害休業4日以上之死傷者数は235人であり、うち1人が死亡している。令和3年度は、厳冬による低気温、大雪等の影響により、特に冬期型労働災害の割合が高かったものである。

このような冬期特有の災害を防止するためには、労働者自身による危険性の再認識、基本的な作業手順及び交通ルールの厳守はもとより、事業者自らが安全管理に対する決意を明確にして、刻々と変化する自然環境に即応した作業環境を整備することが重要である。

これらのことを踏まえ、事業活動が活発となり、慌ただしくなる年末年始を含め、12月から2月までの3か月間を実施期間として「冬の労災をなくそう運動」を展開し、「山形ゼロ災3か月運動」及び各労働災害防止団体が提唱する「年末年始無災害運動」と相まって、冬期特有の災害を大幅に減少させる取組を行うものである。

2 実施期間

令和4年12月1日（木）から令和5年2月28日（火）

3 スローガン

「寒さが増せば リスクも増える 油断は禁物 冬期災害」

4 主 唱

山形労働局 ・ 各労働基準監督署

5 実施事項

（1）主唱者の実施事項

- ① 本運動を効果的に推進するため、関係行政機関、各種団体等に対して協力要請を行う。
- ② 本運動の積極的かつ自主的な取組を促すため、安全パトロールを実施する。

- ③ 労働災害防止団体等が行う安全パトロール、講習会等に対して必要な指導・援助を行う。
- ④ 新聞等の報道機関及び団体機関紙等を活用した広報活動を行う。
- ⑤ 広く県民に周知するため、チラシなどを制作し、関係者等に配布する。

(2) 労働災害防止団体等の実施事項

- ① 会員事業場に対して周知啓発を行う。
- ② 会員事業場における自主的な安全活動の取組等を促進するため安全パトロール、安全講習会等を実施する。
- ③ 会員事業場が実施する事項について指導・援助を行う。

(3) 事業場の実施事項

ア 最重点実施事項

(ア) 気象情報の活用によるリスク低減の実施

- ① 大雪、低温等にかかる気象情報等を迅速に把握する体制を構築する。
 - 特別警報：暴風雪、大雪
 - 警報：暴風雪、大雪
 - 注意報：風雪、大雪、なだれ、低温、着氷、着雪
 - 早期天候情報：大雪、低温
 - 2週間気温予報：低温
- ② 把握した気象情報等に対するマニュアルを作成して、事前に関係者に周知する。
- ③ 気象状況に応じた出張、作業計画等の見直しを行う。

(イ) 凍結等による転倒災害防止の徹底

- ① 「STOP!転倒災害プロジェクト」に掲げる事項を展開するが、特に凍結面に対しては、把握した気象情報等に基づき、駐車場、通路等に融雪剤の散布等凍結防止措置を講ずること。凍結のおそれのある屋内の通路、作業場には、温風機の設置など凍結防止を講ずる。
- ② 屋外及び屋外に通じる階段には滑り止めを設ける。
- ③ 滑りにくい履物の着用を徹底するとともに、底のすり減った履物は使用しない。
- ④ 小さな歩幅で足の裏全体をつけ、急がずにゆっくり歩く。
- ⑤ 凍結した路面、除雪機械通過後の路面等では、荷物を担いだり、手に持って運搬しない。

- ⑥ 上着やズボンなどのポケットに手を入れたまま歩行しない。
- ⑦ 転倒危険マップの作成、転倒危険個所について表示等による「見える化」等視覚による注意喚起を図る。
- ⑧ 「てんとうぼうしくん」ステッカーを活用し、注意喚起を図る。

イ 重点実施事項

(ア) 屋外作業における対策の実施

- ① 大雪や吹雪等の悪天候時には作業を行わない。
- ② 建設機械等の運転席に暖房を設置する。また、常時連絡できる無線機等を備え付ける。
- ③ 作業通路には、路肩にポール等の標識を設置し、注意喚起を行う。
- ④ 誘導者には、運転者が容易に認識できる色彩の服装、旗などを持たせる。

(イ) 交通労働災害防止対策の徹底

- ① 冬期用タイヤについて磨耗状況の点検を実施する。また、磨耗状況のみならず、製造年月の確認を行ったうえで、所定の性能を保持している適正なタイヤを早めに装着する。また、路面の状況に応じて、タイヤチェーンを使用する。
- ② 気象情報を踏まえた所要時間、制限速度等を考慮し、雪道に合わせた無理のない運行計画を策定する。
- ③ 速度は控え目にし、車間距離を十分にとる。
- ④ 急ハンドル、急ブレーキは極力行わない。
- ⑤ 橋の上やトンネル出入り口、日陰部分では凍結していることがあるので、速度を落とす。
- ⑥ 送迎車両の運転者は、冬期間の運転に対し十分な技能を有する労働者を選任する。
- ⑦ 異常な天候、豪雪等が発生した場合は、その状況を正確に把握し、運転者に対して迅速に伝達する。その際、必要に応じて、走行の中止、安全な場所での一時待機等適切な指示を行う。

(ウ) 雪下ろし作業等における安全対策の実施

- ① あらかじめ作業場所の状況を確認し、作業手順を定める。
- ② 「墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル」に基づき親綱等を設け、墜落制止用器具等を確実に使用する。
- ③ 保護帽（墜落時保護用）を必ず着用する。
- ④ 昇降用はしごは十分な長さのものを使用し、転位しないよう上部を固定する。

- ⑤ 上下同時作業を行わない。また、合図を徹底する。
- ⑥ 軒先からの落雪のおそれのある場所は立入り禁止措置を行う。
- ⑦ 建設機械等による除排雪に際しては、合図等による接触防止措置を徹底する。また、機械に氷や雪が詰まったときは動力を停止してから対処し、すべての労働者が安全な場所に退避したことを確認してから動力を再始動する。

(エ) 高年齢労働者対策

- ① 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に基づき、筋力、平衡機能、視力（薄明順応）、反射神経等の高年齢労働者の身体機能の低下を踏まえた設備面の対策（明るさの確保、手すりの設置等）を講ずるが、低温環境下ではより身体機能が低下することを十分に考慮する。
- ② ストレッチ等足腰を中心とした柔軟性や筋力を高めるための軽い運動等を取り入れ、基礎的な体力の維持により転倒災害防止を徹底する。

(オ) 一酸化炭素等の中毒予防対策

- ① 自然換気が不十分な場所では、原則として内燃機関、練炭コンロ等を使用しない。
- ② やむを得ず内燃機関、練炭コンロ等を使用する場合は、一酸化炭素濃度の測定、継続的な換気等、一酸化炭素等の中毒防止ガイドラインに沿った対策を行う。
- ③ 燃焼式暖房器具を使用する場合は、換気を徹底する。

(カ) 雪崩災害防止対策の徹底

- ① 山間部や斜面の下等では、斜面のこう配、植生の状況等雪崩発生の危険について事前に十分な調査を行う。
- ② 気象情報を随時把握し、大雪や大雨、気温の上昇等急激な天候の変化の直後は作業を行わない。
- ③ 積雪面を十分に点検し、雪崩の兆候を観察する。
- ④ スコップ、ゾンデ及び雪崩ビーコンを必ず携行する。
- ⑤ 救助とそ生の方法について周知する。
- ⑥ その他、山形労働局版「雪崩災害防止対策要領」（平成13年11月）によること。

令和4年度

冬の労災をなくそう運動

～寒さが増せば リスクも増える 油断は禁物 冬期災害～

実施期間 令和4年12月1日～令和5年2月28日



すべり注意



運動習慣



ながら歩き禁止



危険箇所の
見える化



すべりにくい靴の
着用

労働災害のうち、
一番多いのが
転倒災害なんだよ。

山形労働局
転倒災害防止
キャラクター
てんとうほうしくん

主唱  山形労働局・労働基準監督署

令和4年度「冬の労災をなくそう運動」実施要領（抜粋）

趣 旨（要旨）

積雪寒冷地である山形県は、12月頃から3月頃までの冬期間、低温や降雪・強い季節風等により、凍結や積雪による転倒災害や交通事故など冬期特有の労働災害（以下「冬期型災害」という。）が多発することから、年末年始のあわただしさも重なる冬期間において、「山形ゼロ災3か月運動」、各労働災害防止団体が提唱する「年末年始無災害運動」相まって、「冬の労災をなくそう運動」を展開し、冬期型災害を大幅に減少させるための取組みを行うものである。

事業場の最重点実施事項

1. 気象情報の活用によるリスク低減の実施
 - ① 大雪、低温等に係る気象情報等を迅速に把握する体制を構築する。
 - ② 把握した気象情報等に対するマニュアルを作成して、事前に関係者に周知する。
 - ③ 気象状況に応じた出張、作業計画等の見直しを行う。
2. 凍結等による転倒災害防止の徹底
 - ① 「STOP!転倒災害プロジェクト」に掲げる事項を展開するが、特に凍結面に対しては、把握した気象情報等に基づき、駐車場、通路等に融雪剤の散布等凍結防止措置を講ずること。凍結の恐れのある屋内の通路、作業場には、温風機の設置など凍結防止を講ずる。
 - ② 屋外及び屋外に通じる階段には滑り止めを設ける。
 - ③ 滑りにくい履物の着用を徹底するとともに、底のすり減った履物は使用しない。
 - ④ 小さな歩幅で足の裏全体をつけ、急がずにゆっくり歩く。
 - ⑤ 凍結した路面、除雪機械通過後の路面等では、荷物を担いだり、手に持って運搬しない。
 - ⑥ 上着やズボンなどのポケットに手を入れたまま歩行しない。
 - ⑦ 転倒危険マップの作成、転倒危険箇所について表示等による「見える化」等視覚による注意喚起を図る。
 - ⑧ 「てんとうぼうしくん」ステッカーを活用し、注意喚起を図る。

事業場の重点実施事項（抜粋）

1. 屋外作業における対策の実施
 - ① 悪天候時の作業中止。②建設機械等運転席の暖房設置。無線機等の備え付け。③作業通路路肩への標識の設置。
 - ④誘導者には、容易に認識できる色彩の服装、旗などを持たせる。
2. 交通労働災害防止対策の徹底
 - ①冬期用タイヤの磨耗状況の点検、製造年月の確認による適正なタイヤの早めの装着。②気象情報を踏まえ、無理のない走行計画の策定。③速度は控えめ、車間距離は十分に。④急ハンドル、急ブレーキは厳禁。⑤橋の上、トンネル出入り等凍結のおそれがある場所は十分に速度を落とす。⑥送迎車両運転者は十分な技能を持つ者を選任。⑦異常気象時の適な待機等の指示。
3. 雪下ろし・除雪作業等における安全対策の実施
 - ①作業前の作業場所状況の確認及び作業手順の決定並びに関係者への周知。②親綱等の設置、墜落制止用器具（安全帯）の確実な使用。③保護帽（墜落時保護用）の着用。④昇降用はしごについて、十分な長さのものの使用の徹底。⑤上下同時作業の禁止。⑥落雪の危険場所への立入禁止措置の徹底。⑦建設機械等の除排雪に際しては、運転停止と作業再開時の安全確認の徹底。
7. 一酸化炭素中毒の予防対策
 - ①自然換気が不十分な場所での内燃機関、練炭コンロ等の原則使用禁止。②やむを得ず内燃機関、練炭コンロ等を使用する場合、一酸化炭素濃度測定、継続的な換気等、一酸化炭素中毒防止のためのガイドライン等に沿った安全対策の実施。②燃焼式暖房器具使用時の換気の徹底。
8. 雪崩災害防止対策の徹底
 - ①雪崩発生の危険について事前調査の実施。②気象情報の把握し、大雪大雨・気温の上昇など急激な天候変化の直後は作業中止③積雪面を点検し、雪崩の兆候の観察。④スコップ、ゾンデ棒、雪崩ビーコンの携行。⑤救助とそ生方法の周知⑥その他（山形労働局版「雪崩災害防止対策要領」（H13.11策定）に基づく対策の実施）

令和3年冬期型災害が大幅増！
気象情報を把握し、凍結面での転倒災害防止の徹底を！



山形労働局健康安全課	023-624-8223	米沢労働基準監督署	0238-23-7120
山形労働基準監督署	023-624-6211	新庄労働基準監督署	0233-22-0227
庄内労働基準監督署	0235-22-0714	村山労働基準監督署	0237-55-2815

「冬の労災をなくそう運動」安全点検表
(運送業)

令和3年度「冬の労災をなくそう運動」実施要領9実施者(事業場)の実施事項に基づき、安全点検表に基づき、点検を実施してください。

	点 検 項 目	点検結果	備考
啓発活動	「冬の労災をなくそう運動」について労働者に対し、周知していますか		
	冬期特有災害を防止するための「ヒヤリ・ハットマップ」(つるつるマップ)を作成する等、冬期特有災害に係るリスクアセスメントを行っていますか		
	冬期特有災害を防止するための注意喚起(ポスター等)は、社員用出入口等、災害が発生する可能性のある場所周辺に行っていますか		
転倒対策	社員用出入口等の転倒災害が発生しやすい場所には、マット等を敷く等、転倒災害を防止する措置を講じていますか		
	事業場内(駐車場を含む)の通路等は、歩行及び車の乗降が安全に出来るよう除排雪・融雪を行う等の転倒防止対策を行っていますか		
	労働者に、屋外で滑りにくい靴等を使用するよう指導していますか		
運転時対策	点呼時、運転者の健康状態を把握していますか		
	点呼時、気象状況・積雪量・凍結しやすい場所・路面状況を運転者に伝達していますか		
	車両等の定期整備・運行前点検を確実に実施していますか		
	タイヤチェーンの装着を早めに行うよう指導していますか		
	運行計画は、「改善基準」を遵守していますか		
	長時間の通行止めになった場合の対策(連絡・食料)を指導していますか		
	冬道の安全運転5則の周知を図っていますか		
荷役作業時対策	帰着後、運転日報・タコグラフ等の内容の確認を行っていますか		
	荷主先で荷役作業を行うときは、あらかじめ、作業の方法等について、荷主と打ち合わせを行っていますか		
	荷役作業時、保護帽の着用させていますか		
	車両系荷役運搬機械による作業を行う際は、作業指揮者・作業計画を定めていますか		
	荷台の除雪作業を行うときは、転倒防止措置を講じていますか		
	ウイング車の屋根の除雪作業を行うときは、安全な昇降設備を設け、屋根からの転落防止措置を講じていますか		

1. 「点検結果」欄には良好なもの○、改善が必要なもの×、該当なしーを記入すること。
2. 点検結果欄に×印のついている事項については早急に対策等を講じて下さい。